

答申第74号
(諮問第95号)

答 申

第1 審査会の結論

大分県知事（以下「実施機関」という。）が平成25年7月30日付けで行った個人情報一部開示決定処分は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 個人情報の開示請求

異議申立人は、大分県個人情報保護条例（平成13年大分県条例第45号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定により、平成25年7月22日付けで、実施機関に対して、次を内容とする個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

平成〇〇年〇〇月〇〇日に〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇長が〇〇〇〇〇〇で指示をした綱紀肅正と服務規律の保持などの面談記録の私に関する情報

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に係る対象公文書として「H〇〇. 〇〇. 〇〇〇〇〇〇〇との面談」を特定したうえで、一部開示決定を行い、平成25年7月30日付けで異議申立人に通知した。

(不開示理由)

条例第15条第3号に該当するため

(当該文書中には、あなたに関する評価、指導及び診断に関する情報があり、これらを開示することにより、将来の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため)

3 本件異議申立て

異議申立人は、上記の開示決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。）第6条の規定により、平成25年8月7日付けで、実施機関に対して、異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

開示請求を行った面談記録の全面的開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、概ね次のとおりである。

当該文書は異議申立人本人に関する情報で、面談時に口頭で伝えられた内容であるから全部開示して差し支えない。

また、異議申立人は既に大分県職員を離職しており、所属長の所見を開示したからといって、今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

よって、開示すべき情報である。

第4 実施機関の主張の要旨

本件異議申立てに対する実施機関の説明は、概ね次のとおりである。

一部開示決定した面談記録は、病気休職中であった異議申立人の職員調書に関するヒアリング及び平成〇〇年〇月に発生した〇〇〇職員の不祥事に係る綱紀粛正・倫理保持の指導を行うとともに、近況や今後の方針について面談を行った内容を取りまとめたものであり、異議申立人も知り得ている内容である。

しかしながら、不開示とした部分については、異議申立人との会話の内容ではなく、所属長の所見を記録したものである。

このような情報を開示することにより、記載された内容に納得しない当人から、記録者に対し、いわれのない非難等がなされるおそれがあることから、記録者がありのままを記録することを躊躇したり、関係者の協力が得られなくなった場合、今後の人事管理における個人の評価・指導・診断等に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

なお、既に退職した職員の情報であっても同様である。

第5 審査会の判断

審査会は、異議申立人及び実施機関双方から提出された書類を踏まえて審議した結果、次のとおり判断した。

1 条例第15条第3号について

条例第15条第3号は、開示しないことができる個人情報として「個人の評価、指導、診断、選考等に関する情報であって、開示することにより、当該評価、指導、診断、選考等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定している。

「評価、指導、診断、選考等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」とは、事務の性質上本人に開示することにより、事務の遂行が阻害されたり、事務を実施する意味を失わせたり、関係者間の信頼関係を損なうおそれがあることをいい、将来の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合を含むものである。

2 条例第15条第3号該当性について

本件開示請求の対象公文書は、前半部分は〇〇〇〇〇長が病気休職中であった異議申立人及びその〇〇と近況や今後の方針を面談した内容について、後半部分は、〇〇〇〇〇長や〇〇〇〇〇長が異議申立人に対し、職員調書に関するヒアリング及び平成〇〇年〇月に発生した〇〇〇職員の不祥事に関し、綱紀肅正・倫理保持の指導を行った後に、再度、近況や今後の方針について聴取した内容を〇〇〇〇〇長が記録したものである。

審査会において、当該公文書を見分したところ、不開示とされた部分の記載内容は、異議申立人に関する〇〇〇〇〇長の所見であると認められ、これは条例第15条第3号の評価に関する情報に該当すると認められる。

また、当該不開示部分は本人の認識と必ずしも一致しない場合があることが予想されるため、当該部分を開示することとなると、将来の同種の事務において本人から誤解や非難、反発等が生ずることを懸念し、所属長が本人に対し、適切な評価や診断を行うことが困難となる可能性があり、人事管理上、適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

なお、異議申立人は、大分県職員を既に離職しているため、所属長の所見を開示したからといって、今後の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないと主張している。しかし、条例第15条第3号の規定の趣旨は、前述したように、将来の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合を含むものであり、上記の開示に伴う「おそれ」は、将来の同種の事務において定型的に認められるものであるから、異議申立人が離職していることは、上記の判断に影響を及ぼすものではない。

3 結論

以上のことから、本件不開示個人情報情報は条例第15条第3号に該当し、実施機関が一部開示決定を行ったことは妥当である。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成25年8月12日	諮 問
平成26年8月27日	事案審議（平成26年度第5回審査会）
平成26年9月24日	答申決定（平成26年度第6回審査会）

大分県情報公開・個人情報保護審査会会長及び委員

氏 名	職 業	備 考
吉 田 祐 治	弁護士	会長
城 戸 照 子	大分大学経済学部教授	
池 邊 英 貴	大分県商工会議所連合会専務理事	
森 哲 也	元大分合同新聞社特別顧問	
芥 川 美佐子	大分県地域婦人団体連合会理事	
貞 永 明 美	大分県医師会常任理事	
野 田 伸 子	元大分市立西の台小学校長	
佐 伯 圭一郎	大分県立看護科学大学看護学部教授	
阿 南 栄 子	元大分市大南支所支所長補佐	